

## にいがたGo To Eatプレミアム付きデジタル食事券発行事業委託業務・プロポーザルに係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	「参加店舗に配慮した決済手数料(率)であること。」との記載がありますが、決済手数料(率)に関しては、参加店舗が負担する認識でよろしいでしょうか。それとも、事業費負担となりますでしょうか。	委託事業費には、参加店舗が負担する決済手数料は含めておりせん。
2	原資の委託者（新潟県）から受託者への支払いサイクルを教えてください。	デジタル食事券の販売・利用開始前に、キャッシュレス決済サービス事業者へ原資の前払が必要な場合など、必要性を判断し、委託料の一部を支払う予定としており、委託期間中のキャンペーンの実施回数に応じて、その都度、事前に支払うことも想定しています。 なお、支払い時期や金額などの詳細は、委託先事業者決定後に協議の上、決定させていただきます。
3	今事業に複数社の「共同体」として参加する想定です。 この場合、ご指定の様式1「参加申込書」には企業名を1社のみ記載する箇所がありますが、 ア) 企業体の場合は複数社分の記述が必要でしょうか。 イ) その場合の書式は新たに配布いただけますでしょうか。 ウ) 共同体を構成する「全社分の県税証明書」の添付が必要でしょうか。 エ) あるいは代表幹事会社1社だけでよい場合も、ご指摘おねがいします。	様式1「参加申込書」の記載について、「商号又は名称」欄へ共同体名称を記載ください。「住所」「代表者名」は共同体の代表企業のもを記載してください。（新たな書式の配布はありません。） また、県税納税証明書は共同体を構成する全社分の提出をお願いします。 なお、共同体を構成する事業者や担当する事業分野がわかるよう簡易な体系図又は一覧表などを添付してください。
4	5（3）販売（利用）対象者への「アンケート」はどういった内容を想定しておりますでしょうか。	アンケートは県にて実施するものになりますが、取得した回答内容に応じて情報発信を行う「セグメント配信（利用者の属性や関心に応じて配信内容を分けて送信する仕組み）」を行うことを想定しており、「ライフスタイル」や「生まれ年」、「性別」、「居住地域」、「希望情報分野」などの項目を設ける予定です。
5	6（1）イの責任者は新潟県の外業務に責任者として従事している者が兼任することはできませんでしょうか。	兼任は可能です。
6	6（2）ア③の次回キャンペーンに関して、期間終了後に継続する可能性はあるのでしょうか。	4の表中に記載のある販売・利用期間内（令和8年6月上旬～令和9年1月下旬）において、デジタル食事券の販売利用キャンペーンを複数回実施することを求めています（4の表中の実施方法を参照）。 そのため、令和8年6月上旬から令和9年1月下旬までの販売・利用期間を超えての継続は想定していません。 なお、第1弾キャンペーン期間終了前であっても第2弾キャンペーンを開始することは可能です。

## にいがたGo To Eatプレミアム付きデジタル食事券発行事業委託業務・プロポーザルに係る質問及び回答

No.	質問	回答
7	6（2）ア⑥デジタルが苦手な方への配慮ということで、参考までに新潟県様としては具体的にどういった対応をイメージしておりますでしょうか。	操作方法や購入までの説明が分かりやすいなど、デジタルが苦手な方への配慮がされたシステムを想定しており、現在商業的に利用されているデジタル決済サービスの多くは、そのような配慮がされているものと認識しております。
8	6（2）イ②の県LINE公式アカウントの配信・表示制御等に係るシステム改修において、別途該当課との連携が必要ということでしょうか。また別途連携に際し、係る経費は請求可能でしょうか。	ご指摘のシステム改修は県で実施するものであり、受託者から提供されたURLを食事券購入の際に配信することも県で行う予定です。ただし、6（3）イ④に記載のとおり、一連の手続きを説明する動画等を製作することとなっているため、その内容の確認等において該当課との連携が必要になるものと想定しています。 なお、当該連携に要する費用は本委託業務の費用に含めてください。
9	6（3）③参加店舗の募集方法はこちらから提案でしょうか。	お見込みのとおりです。
10	6（3）ア④/イ④の動画作成に関して、時間として何分程度のものを想定しておりますでしょうか。	想定する時間はありません。 分かりやすくかつ、簡潔な動画を作成してください。
11	6（6）プレゼント企業務の対象プレゼントの用意は受託者側で行うのでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	6（7）イ③のイベント開催における経費も本事業費の中で計画・実施するのでしょうか。	お見込みのとおりです。